

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
① 現状	
1) 地域の災害リスク	
(地震)	太子町における活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害想定は「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成 19 年 3 月）」及び「南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定の公表（平成 26 年 1 月）」を参考とし、被害想定が一番大きい「中央構造線」地震が発生した場合を想定して対策を講じる。
(洪水、内水氾濫)	太子町の河川は、狭小区間が長いうえに、地質的な関係から土砂の流出も多く、集中豪雨や台風時における浸水被害及び河川荒廃を幾度も経験してきたことから、町域の重要な河川である、飛鳥川、太井川、山ノ谷川、唐川を中心に計画的に改修整備を進めている。また、大和川水系太井川右支渓砂防ダムが平成 17 年 3 月に完成している。一方、市街地における浸水被害等は少ないが、宅地造成等の進展に伴う雨水貯留機能の低下が懸念されている。ため池については、重要なため池を中心に老朽ため池の樋や堤の改修を計画的に実施している。大阪府では、大阪府洪水リスク表示図として危険度と浸水深の 2 パターンのリスク表示が公表されている。平成 22 年度末時点での対象河川の河道の整備状況等を設定し、200 年に一度の降雨時（概ね 90mm/hr）の雨に想定される河川の氾濫や浸水状況を河川氾濫解析により算出している。
(土砂災害)	土砂災害危険箇所としては、土石流危険渓流 5 箇所、崩壊土砂流出危険地区 7 箇所、山腹崩壊危険地区 6 箇所、地すべり危険箇所 9 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等 14 箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜）119 箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）116 箇所、災害危険区域 5 箇所、土砂災害警戒区域（土石流）9 箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）7 箇所など、多数の箇所・地区が指定されている。
※（出典）太子町ハザードマップ	https://www.town.taishi.osaka.jp/material/files/group/3/taishill_12_map.pdf
※（出典）太子町地域防災計画	https://www.town.taishi.osaka.jp/material/files/group/3/daiitisousoku.pdf
2) 商工業者の状況	
① 商工業者数	323 者（出典：中小企業庁市区町村別企業数 2016 年 6 月時点）
② 中小企業者数	323 者（出典：中小企業庁市区町村別企業数 2016 年 6 月時点）
③ 小規模事業者数	295 者（出典：中小企業庁市区町村別企業数 2016 年 6 月時点）
3) これまでの取組	
<太子町の取組>	
・地域防災計画の策定、太子町業務継続計画の策定	
・防災訓練の実施、地域自主防災訓練への協力	

- ・防災資機材、避難所備蓄物資の備蓄

<富田林商工会の取組>

- ・事業者 B C P 策定セミナーの開催
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画（BCP）策定支援
- ・被災者への救助物資・復旧資材の確保の協力に関すること
- ・地域防災活動への協力等

② 課題

- ・現状では、緊急時の取組について太子町と富田林商工会との具体的な連携や協力体制、危機管理マニュアルが整備されていない。
- ・富田林商工会においては、事業継続力強化計画について、具体的な助言、提案を行うだけの知識やノウハウを有する経営指導員が不足していること、また、経営指導員が日々の支援や研修等で知り得た情報を共有することができておらず、具体的な支援を行うことができていないこと。

③ 目標

◎実施期間中における事業者 B C P 策定支援事業者数の目標：計1,650事業者

令和3年度：330事業者

令和4年度：330事業者

令和5年度：330事業者

令和6年度：330事業者

令和7年度：330事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

- ・富田林商工会の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
(2) 事業継続力強化支援事業の内容	富田林商工会と太子町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
1) 事前の対策	
a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や新型ウイルス感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援 ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援 ・大阪府商工会連合会の協力を得て、同会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援
c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談や巡回相談時、セミナー開催時など様々な機会を捉えて、管内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。
d) 当該計画に係る訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・市町村合同で実施する「地震・津波対策訓練」に参加することで、太子町と富田林商工会との連絡ルートの確認等を行う（その他の訓練は必要に応じて実施する）。
e) 関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協定を結ぶ大阪府商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー、BCP策定支援を実施する。 ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の開催。
f) フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・太子町防災担当部局・商工担当部局と富田林商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。
2) 発災後の対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を太子町と富田林商工会で共有する。)

b) 応急対策の方針決定

- ・太子町と富田林商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

※被害規模の目安は、以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により太子町と富田林商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～3週間	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

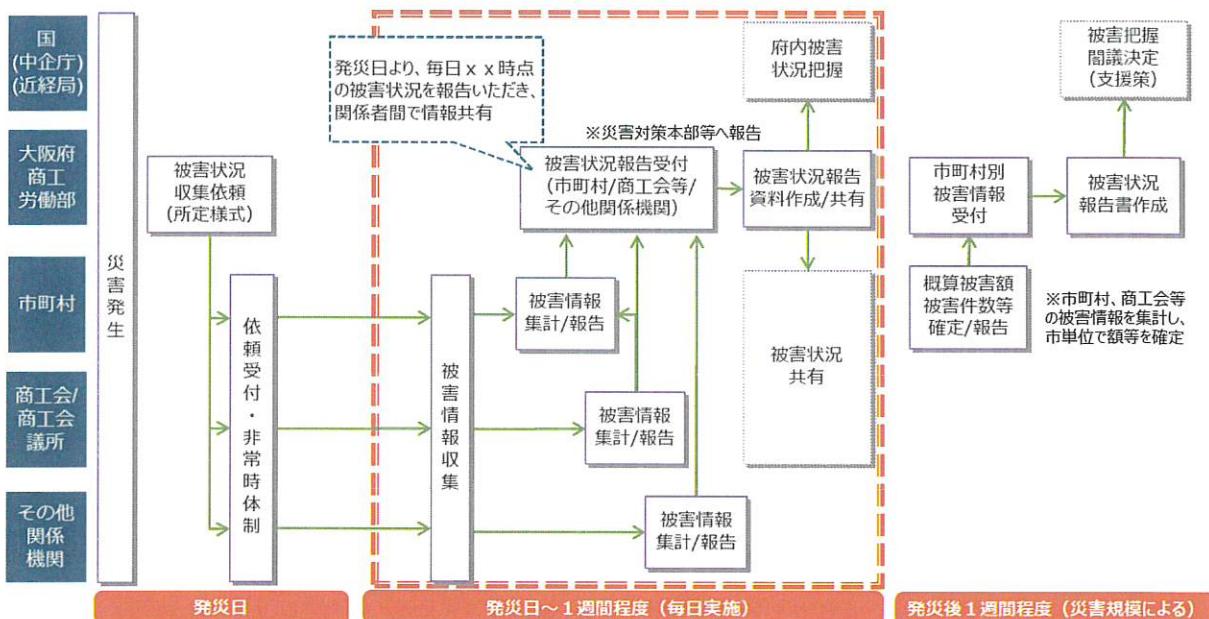
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて当会又は当町より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、太子町と富田林商工会で相談・決定する。
(富田林商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、太子町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
富田林商工会 事務局長	太子町 まちづくり推進部
富田林商工会 法定経営指導員	太子町 観光産業課
	太子町 危機管理課
連携 連絡調整	確認 連携
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 松井 勝 (連絡先は (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 富田林商工会 〒584-0012 富田林市栗ヶ池町2969番地5 TEL : 0721-25-1101 (代表) / FAX : 0721-25-9009 E-mail : info@tonshow.or.jp	
②関係市町村 太子町観光産業課 〒583-8580 南河内郡太子町大字山田88番地 TEL : 0721-98-5521 / FAX : 0721-98-4514 E-mail : kankousangyou@town.taishi.osaka.jp 太子町危機管理課 〒583-8580 南河内郡太子町大字山田88番地 TEL : 0721-98-5525 / FAX : 0721-98-4514 E-mail : kikikanri@town.taishi.osaka.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【富田林商工会】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家謝金	150	150	150	150	150
セミナー開催費	100	100	100	100	100
広報費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、太子町補助金、大阪府補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【太子町】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府商工会連合会 会長 早川 巍 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階 TEL : 06-6947-4340 / FAX : 06-6947-4343 Eメール: shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
① BCP 普及啓発及びセミナーの開催 事業者に対して広報媒体による BCP 普及啓発、BCP 策定セミナーの開催を通じた事業継続計画(BCP)策定の重要性を理解できるよう周知し、意識の向上を図る。 ② 事業継続計画(BCP)策定支援事業 自然災害、新型コロナウイルス感染症等の BCP 対策について、大阪府の簡易版 BCP ツールを活用した計画策定支援の実施、大阪府商工会連合会の BCP 策定支援の実施、地域ハザードマップ等を含む事業者エリアの詳細な情報をリアルタイムで発信することで、危機管理意識の向上を図る。
連携して事業を実施する者の役割
「BCP 策定セミナー」への講師派遣、「事業継続計画(BCP)策定支援」に係る専門家派遣 事業継続計画(BCP)策定に関する専門的知識を有しており、大阪府内においても BCP 策定セミナーの開催実績や事業継続計画(BCP)策定に関する個社支援の実績を多数有しているため、より具体的な計画策定につなげることが可能である。また、連携することで、経験豊富な専門家を派遣することが可能となり、より発展した支援につながる。
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the collaboration framework between three entities:</p> <ul style="list-style-type: none">Taishi City Toyotomi Chamber of Commerce (太子町 富田林商工会): Represented by a circle on the left.Osaka Prefecture Chamber of Commerce Federation (大阪府商工会連合会): Represented by a circle on the right.Small-scale Business (小規模事業者): Represented by a circle at the bottom center. <p>The relationships are indicated by arrows:</p> <ul style="list-style-type: none">A horizontal arrow points from the Chamber of Commerce Federation to the Small-scale Business, labeled "セミナー講師派遣依頼" (Request for seminar lecturer派遣) and "個社支援専門家派遣依頼" (Request for individual company support specialist派遣).A horizontal arrow points from the Small-scale Business back to the Chamber of Commerce Federation, labeled "策定アドバイス" (Plan formulation advice).Two diagonal arrows point from the Chamber of Commerce Federation to the Small-scale Business, labeled "セミナー講師派遣" (Seminar lecturer派遣) and "個社支援専門家派遣" (Individual company support specialist派遣).A diagonal arrow points from the Small-scale Business to the Chamber of Commerce Federation, labeled "セミナー開催" (Seminar held) and "策定支援" (Plan formulation support).